

京都市告示第 50 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更したので、法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 29 年 4 月 7 日

京都市長 門川 大作

1 地区計画の名称

有隣元学区地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市下京区須浜町，安土町，上鱗形町，下鱗形町，本上神明町，石不動之町，堅田町，松原中之町，忠庵町，柏屋町，鍛冶屋町，俵屋町，樋之下町，福田寺町，亀屋町，朝妻町，杉屋町，本燈籠町，官社殿町，万壽寺中之町及び本神明町

京都市下京区植松町，西橋詰町，本覚寺前町，塩竈町，御影堂前町及び万壽寺町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)